

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 58 年 8 月

申立期間①については、20 歳になった時、役場（当時）で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を公民館に持参して納付していた。国民年金保険料は、私の母親と一緒に納付していたのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、昭和 58 年 8 月に会社を退職した後、すぐに私の妻が役場で私の国民年金の加入手続を行い、妻の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、町の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に記載された「58. 8. 29」の取得年月日が二重線で消され、「58. 9. 1」と訂正されている上、同名簿の備考欄に記載された再取得年月日も訂正された形跡が見られるところ、申立人は、昭和 58 年 8 月 22 日に厚生年金保険適用事業所を退職し、その届出も適切に行っていることが確認できることから、申立人の国民年金被保険者資格の取得日を訂正する合理的理由は無く、申立人の国民年金保険料の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれるとともに、58 年 8 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立内容に不自然な点は見受けられない。

また、当該期間当時、申立人の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、当該期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、納付意識

は高かったものと考えられることから、申立期間②が未加入期間として国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月20日以降に払い出されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間直後の49年4月から51年3月までの国民年金保険料を51年6月19日に過年度納付していることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその母親には当時の状況を確認することができず、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

申立期間当時は、会社の寮に住んでおり、国民年金保険料を市役所の集金人に納付していた記憶があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、当該期間当時、申立人と同居していたその兄は、当該期間の国民年金保険料が納付済みとされており、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

2 申立期間①については、申立人は、当該期間直後の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を 52 年 11 月 16 日に過年度納付していることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

私は、父親に勧められたこともあり、子育てが一段落した昭和 49 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅の近くの金融機関で納付していた。申立期間を含めて、国民年金保険料は、すべて納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 3 か月及び 6 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録は、当初、昭和 54 年度のすべての期間が未納とされていたが、申立人からの国民年金保険料納付記録の照会申出により、申立期間①と②の間の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁（当時）の特殊台帳により納付が確認され、平成 19 年 8 月 20 日付けで納付済みと訂正されており、申立期間当時、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。